

第107期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会ご出席株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

開催場所

名古屋市中区錦三丁目19番17号

名古屋銀行本店 9階ホール

（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。）

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件



書面及びインターネット
による議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）

午後5時30分まで



名古屋銀行

証券コード：8522

ごあいさつ

株主の皆さんには、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

第107期定時株主総会を6月27日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

さて、当地域の経済は物価高や人材不足の深刻化に加え、金融政策の転換による「金利のある世界」の到来、足元では米国が政策の転換を行うなど大きく変化しております。

こうした中、当行は2023年4月より計画期間を8年間とする第22次経営計画「未来創造業の真価の発揮」に取り組んでおります。当経営計画では、未来創造業をパーパスと位置づけ、①サステナビリティ、②人的資本戦略、③DX戦略を3つの重点戦略とし、2030年ビジョン「お客さまとともに成長する地域No.1金融グループ」の実現を目指します。

株主の皆さんにおかれましては、引き続き一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



取締役頭取 藤原 一朗

第22次経営計画 未来創造業の真価の発揮 2023年4月～2031年3月

パーパス（存在意義）とミッション・ビジョン・バリュー



証券コード 8522
(発送日) 2025年5月30日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月23日

株主各位

名古屋市中区錦三丁目19番17号

株式会社名古屋銀行

取締役頭取藤原一朗

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当行ウェブサイト】

<https://www.meigin.com/ir/shareholder/index.html>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8522/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※「銘柄名（会社名）」に「名古屋銀行」又は「コード」に当行証券コード「8522」を入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって事前に議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに、議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店 9階ホール

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第107期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第107期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人
及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

■決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以上

◎株主総会に関する留意事項

・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当行定款の規程に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会は次の①から③の事項を含む監査対象書類を監査しております。また、会計監査人は次の②及び③の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト並びに株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出ください**。（ご捺印は不要です。）

日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 名古屋銀行本店 9階ホール

（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱います。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで

- ① インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ③ 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ④ 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ⑤ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

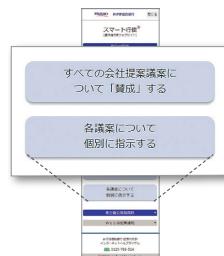
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片(裏面)に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

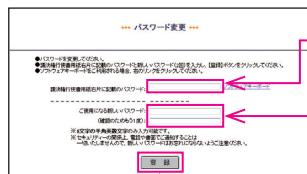
- 2 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00 (年末年始を除く))

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第107期の期末配当につきましては、株主還元方針と当期の業績等を総合的に勘案し、当行株式への投資魅力を高め、一層の利益還元を図るべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

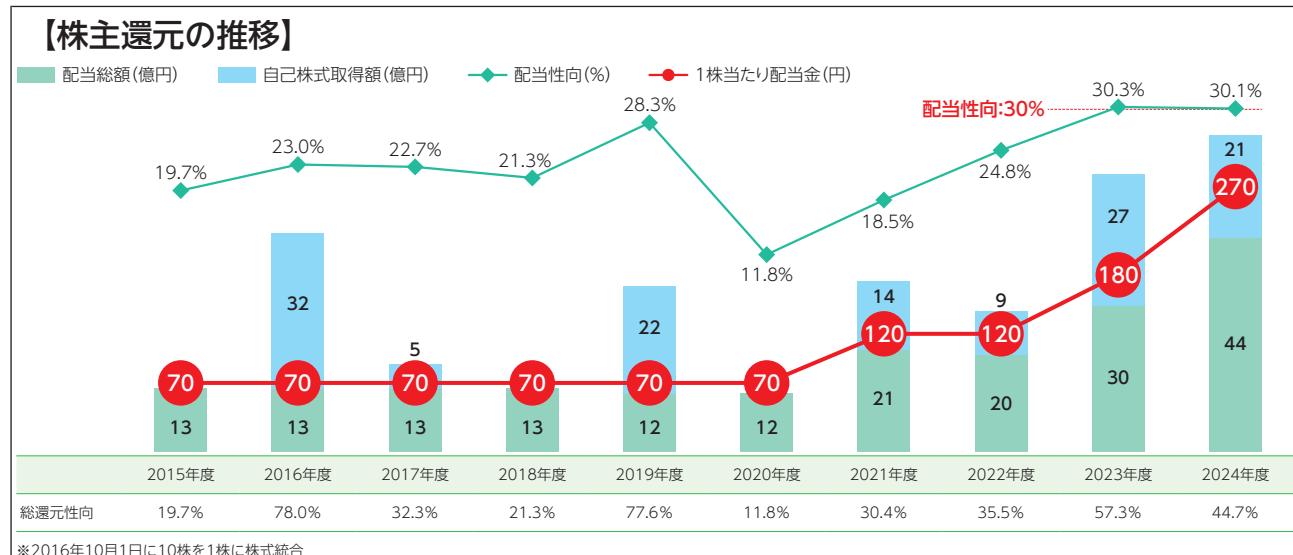
1 配当財産の種類	金銭
2 配当財産の割当てに関する事項及び その総額	当行普通株式1株につき 金160円 配当金総額 2,622,798,240円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日 (月曜日)

【ご参考】株主還元方針

資本の健全性、成長投資の機会との最適なバランスの株主還元を行ってまいります。

株主還元は配当性向30%を目処といたします。

また、自己株式取得については、資本効率の向上に資する株主還元策として機動的に実施します。



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は任期満了となりますので、経営体制の効率化のため2名減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しまして、監査等委員会は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会において適切な手続きを経て指名されていることを確認し、取締役候補者各々について検討を行った結果、妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名			現在の当行における地位	取締役会出席状況
1	再任	ふじわら 藤原	いちろう 一朗	取締役頭取（代表取締役）	100% (19回/19回)
2	再任	みなみ 南出	まさお 政雄	専務取締役（代表取締役）	100% (19回/19回)
3	再任	みずの 水野	ひでき 秀樹	常務取締役	100% (19回/19回)
4	再任	こんどう 近藤	かず 和	常務取締役	100% (19回/19回)
5	再任	しみず 清水	さだはる 貞晴	取締役事業支援部長	100% (19回/19回)
6	再任	きぬがわ 絹川	さちえ 幸恵	社外 独立役員	100% (19回/19回)
7	新任	よしだ 吉田	あけみ あけみ	社外 独立役員	—



◆所有する当行の株式
20,001株

- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
 - 1987年4月 株式会社日本興業銀行入行
 - 2003年8月 当行入行 融資部次長
 - 2004年10月 同 第3エリア長 兼 名古屋駅前支店長
 - 2005年6月 同 執行役員第3エリア長 兼 名古屋駅前支店長
 - 2006年6月 同 常務取締役
 - 2013年6月 同 取締役副頭取
 - 2017年6月 同 取締役頭取
 - 現在に至る 内部監査部
- ◆担当

◆取締役候補者とした理由
経営企画部門、営業推進部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、取締役頭取として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



◆所有する当行の株式
6,067株

- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
 - 1988年4月 当行入行
 - 2010年10月 同 鳴海支店長
 - 2012年6月 同 総合企画部 統括次長
 - 2014年1月 同 総合企画部 副部長
 - 2014年4月 同 豊田南支店長
 - 2016年4月 同 個人営業部長
 - 2018年4月 同 経営企画部長
 - 2018年6月 同 執行役員経営企画部長
 - 2020年6月 同 取締役経営企画部長
 - 2021年6月 同 常務取締役
 - 2024年6月 同 専務取締役
 - 現在に至る
- ◆担当

(重要な兼職の状況)
名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役
株式会社ナイス 取締役

◆取締役候補者とした理由
個人営業部門、経営企画部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、専務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



◆所有する当行の株式
3,157株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 当行入行
2012年6月 同 鴻仏目支店長
2014年4月 同 総合企画部 次長
2014年10月 同 総合企画部 統括次長
2015年7月 同 経営企画部 副部長
2018年10月 同 今池支店長
2020年5月 同 経営企画部 部付部長 兼 次期システム移行室長
2020年9月 同 事務システム部長
2021年6月 同 執行役員経営企画部長
2022年6月 同 取締役経営企画部長
2023年6月 同 常務取締役
現在に至る

◆担当 業務部・内部統制部

(重要な兼職の状況)
名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長
株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役

◆取締役候補者とした理由

事務システム部門、経営企画部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、常務取締役として経営の重要な事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



◆所有する当行の株式
3,204株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 当行入行
2012年1月 同 総合企画部 次長
2014年4月 同 総合企画部 統括次長
2014年10月 同 浜松支店長
2017年4月 同 市場営業部 副部長
2019年4月 同 金融投資部長
2021年6月 同 執行役員金融投資部長
2022年6月 同 取締役金融投資部長
2023年6月 同 取締役経営企画部長
2024年6月 同 常務取締役
現在に至る

◆担当 金融投資部

(重要な兼職の状況)
株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役社長

◆取締役候補者とした理由

経営企画部門、金融投資部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、常務取締役として経営の重要な事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 当行入行
2010年6月 同 愛西支店長
2012年6月 同 枇杷島通支店長
2014年7月 同 六番町支店長
2016年4月 同 豊橋支店長
2018年4月 同 名古屋北エリア長 兼 藤が丘支店長
2020年6月 同 執行役員上前津エリア長 兼 上前津支店長
2023年6月 同 取締役事業支援部長
現在に至る

◆所有する当行の株式
4,095株

◆取締役候補者とした理由

支店長、エリア長等を歴任する等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、取締役事業支援部長として経営の重要な事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 株式会社富士銀行入行
2004年 8月 みずほ証券株式会社 市場営業第4部長
2008年 6月 同 人事部ダイバーシティ推進室長
2010年 4月 同 ウエルスマネジメント部長
2013年 4月 同 成城支店長
2015年 4月 同 名古屋駅前支店長
2017年 4月 同 執行役員名古屋支店長
2019年 4月 同 執行役員リテール・事業法人部門営業担当
2021年 4月 みずほビジネスパートナー株式会社 代表取締役社長
2023年 6月 当行社外取締役（現任）
2025年 4月 みずほビジネスパートナー株式会社 顧問（現任）
現在に至る

(重要な兼職の状況)

みずほビジネスパートナー株式会社 顧問

◆所有する当行の株式
—

◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融業務の重職を歴任し、愛知県における金融マーケットも熟知され、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営及びダイバーシティへの助言・提言、業務執行に対する監督等に引き続き貢献いただけすると判断し、社外取締役候補者としたものであります。



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
 2000年4月 広島文教女子大学（現・広島文教大学） 人間科学部 助教授
 2007年4月 桐山女子学園大学 人間関係学部 教授（現任）
 2022年4月 同 大学院 人間関係学研究科 教授（現任）
 2022年4月 同 キャリア育成センター長
 2024年4月 同 トータルライフデザインセンター長（現任）
 現在に至る

（重要な兼職の状況）

桐山女子学園大学 人間関係学部 教授
 同 大学院 人間関係学研究科 教授
 同 トータルライフデザインセンター長

◆所有する当行の株式

—

◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大学教授として豊富な経験と幅広い知見を有していることから、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営及びダイバーシティへの助言・提言、業務執行に対する監督等に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としたものであります。同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- （注）1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 絹川幸恵氏及び吉田あけみ氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 絹川幸恵氏は、現在、当行の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもつて2年となります。
 4. 当行は、絹川幸恵氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、同氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、本議案を原案通りご承認いただいた場合には、吉田あけみ氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
 5. 当行は、絹川幸恵氏との間で、会社法第427条第1項及び当行定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としてあります。なお、同氏の再任をご承認いただいた場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、吉田あけみ氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】 本株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案が原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

1. 取締役会・指名報酬委員会の構成

取 締 役 会			指名報酬委員会	
氏名	地位			
藤原 一朗	取締役頭取（代表取締役）			委 員
南出 政雄	専務取締役（代表取締役）			委 員
水野 秀樹	常務取締役			
近藤 和	常務取締役			
清水 貞晴	常務取締役			
絹川 幸恵	社外取締役	社外	独立役員	委員長
吉田あけみ	社外取締役	社外	独立役員	委 員
岡 智明	取締役（常勤監査等委員）			
小川 悅雄	社外取締役（監査等委員）	社外	独立役員	委 員
渡邊 穂	社外取締役（監査等委員）	社外	独立役員	委 員
森 美穂	社外取締役（監査等委員）	社外	独立役員	委 員

2. 当行が取締役に特に期待する分野

氏名	地位	経営戦略	財務会計	法務・リスク管理	人材開発・ダイバーシティ	営業戦略・マーケティング	国際・市場運用	IT・システム
藤原 一朗	取締役頭取（代表取締役）	○	○	○	○	○		
南出 政雄	専務取締役（代表取締役）	○	○		○	○	○	
水野 秀樹	常務取締役	○	○	○	○			○
近藤 和	常務取締役	○	○				○	
清水 貞晴	常務取締役	○	○			○		
絹川 幸恵	社外取締役	○	○		○		○	
吉田あけみ	社外取締役				○			
岡 智明	取締役（常勤監査等委員）		○	○				○
小川 悅雄	社外取締役（監査等委員）	○	○					
渡邊 穂	社外取締役（監査等委員）	○	○			○		
森 美穂	社外取締役（監査等委員）			○	○			

※上記一覧表は、取締役候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

【トピックス】

1. 第22次経営計画「財務」中間目標の見直し

2023年3月の経営計画策定以降、新型コロナウイルス感染症5類移行後の経済活動正常化や、金融政策の転換など経営計画策定時の想定以上に外部環境が好転したことも追い風となり、2027年度「財務」中間目標の早期達成が見込まれます。こうした状況を踏まえ、2027年度「財務」中間目標を一部見直すことといたしました。

当行は、新たな目標の達成に向けて取り組むことで、地域経済の持続的な成長と当行の企業価値向上の両立を目指してまいります。

	2027年度目標 見直し前	2027年度目標 見直し後	増減
当期純利益（連結）	150億円	200億円	+50億円
ROE(連結) (東証基準)	5%超	6%超	+1.0P
コアOHR	50%台	50%台	(変更なし)
預貸和 (預金等※+貸出金)	10兆円	10兆円	(変更なし)
上場政策株式縮減額 (取得原価ベース)	124億円	124億円	(変更なし)

※預金等＝預金 + 譲渡性預金

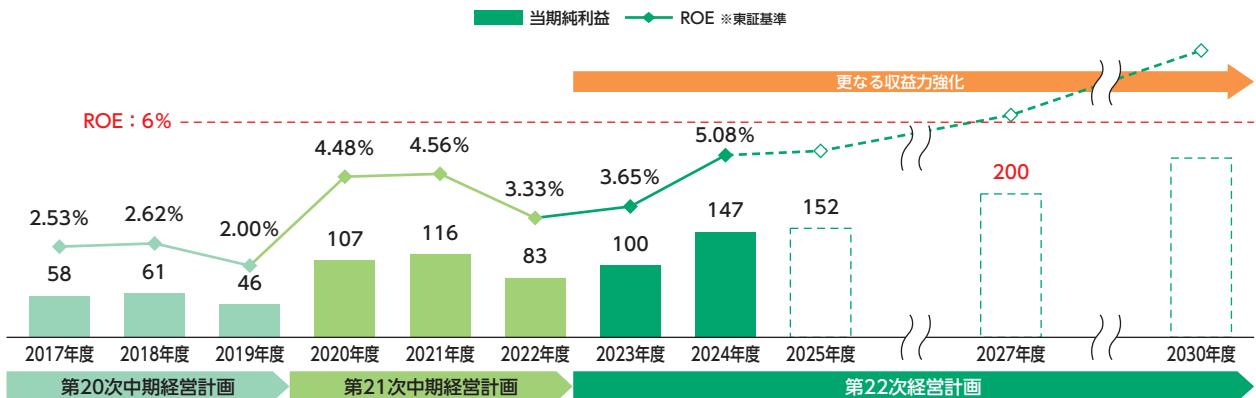
【トピックス】

2. 「財務」中間目標の達成に向けて

当期純利益（連結）・ROE（連結）

単位：億円

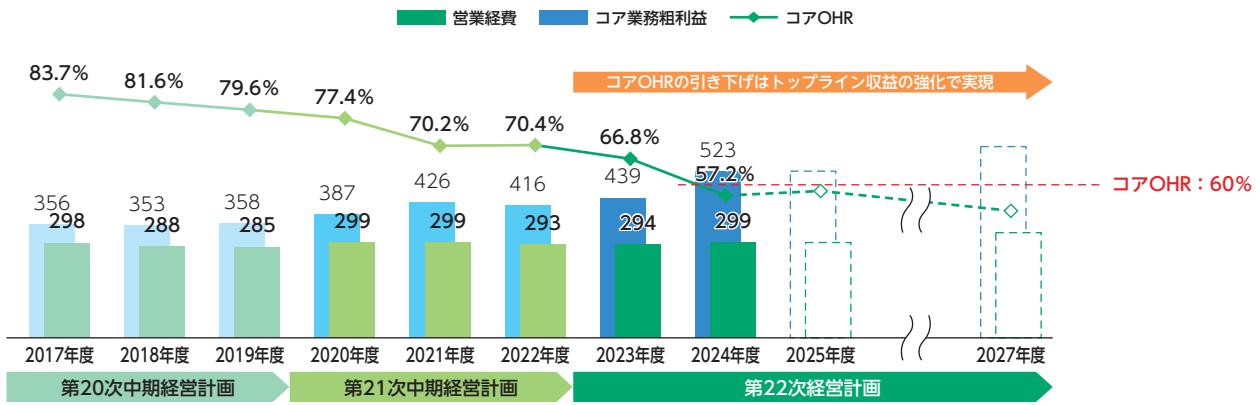
- 「金利のある世界」に転換したことを追い風に、預貸利益および市場運用利益の更なる積み上げを目指します。
- 2030年ビジョン「お客さまとともに成長する地域No.1金融グループ」の実現を目指して、お客さまのニーズに沿った質の高い総合金融サービスを提供し、地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。



コアOHR

単位：億円

- 営業経費は人的資本やDXへの戦略的な投資等により一定程度の増加が見込まれますが、コア業務粗利益の伸長によりコアOHRは現状程度の維持を目指します。



預貸和

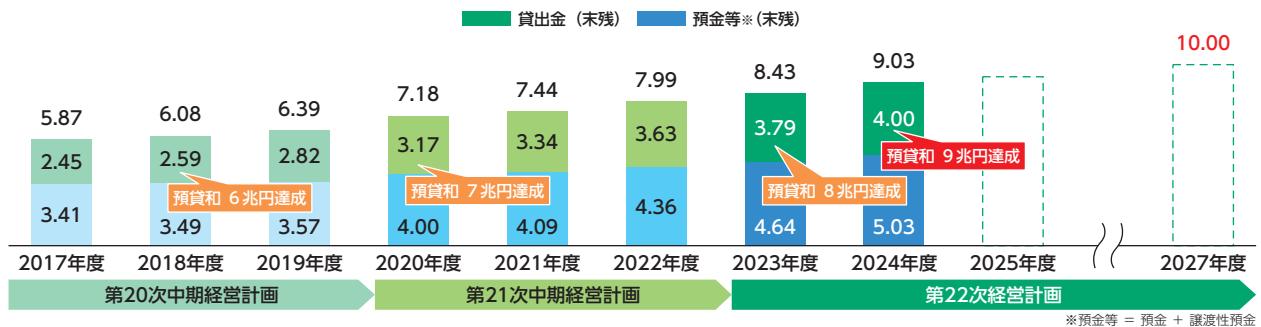
単位：兆円

<預金>

- 「金利のある世界」において預金の重要性が更に高まることから、積極的に積み上げを図ります。
- 強固な顧客基盤・地域に密着した支店網とDXを活用し、粘着性の高い預金の積み上げを図ります。

<貸出金>

- 地域金融機関として中小企業向け貸出・住宅ローン関連貸出の戦略的な積み上げを図ります。
- ストラクチャードファイナンス関連は、適切なリスクアセットコントロールの実践により残高を積み上げるとともに、収益性の高い貸出の着実な取り込みを図ります。



政策投資株式の縮減

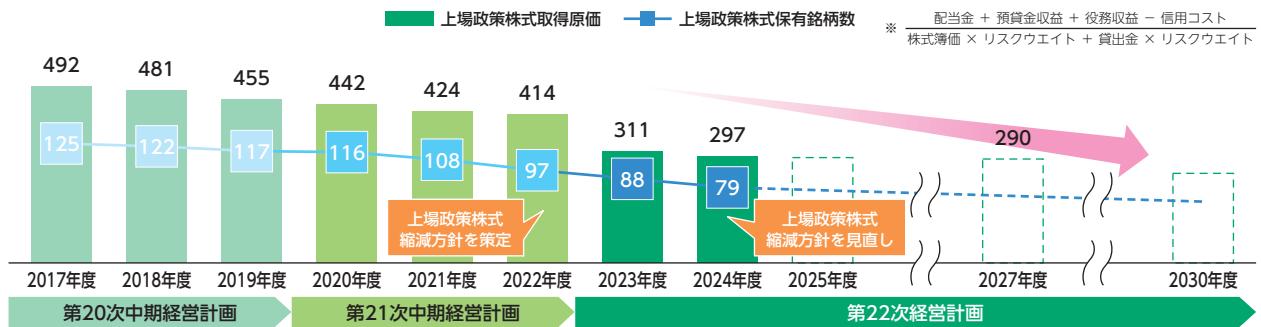
単位：億円、先

<基本方針>

- 収益性や当行のサービス向上への寄与、地域経済の成長・活性化と当行の中長期的な企業価値向上の観点から、保有の妥当性を判断しております。
- 原則として縮減していくことを基本方針とし、保有の妥当性が認められる場合であっても、状況の変化や財務戦略などを勘案し、投資先との十分な対話を経たうえで売却を検討いたします。

<検証方法>

- 個社別に配当金及び取引から生じる収益から信用コストを控除したリターンと個別銘柄の株式と貸出金のリスクアセットにて算出した収益性※と、資本コスト及びRORAによる定量面での検証、また地域経済発展への寄与や取引関係の強化など定性面からの観点も併せて検証のうえ、取締役会にて確認し保有の妥当性を検証しております。



1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容、金融経済環境

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、社債受託及び登録業務等を行い、お客様の多様なニーズにより一層応えていくため、経営資源の合理化・効率化の実現に取り組んでおります。

当期におけるわが国の経済は、日本銀行による二度の追加利上げの実施に加え、公示地価上昇率や春季労使交渉での賃上げ率が大幅な伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。

一方で、地政学的なリスクをはじめ、米国の新政権による各種施策や足踏みの続く中国経済が日本企業に及ぼす影響が懸念されるなど、依然として不透明な状況が続いております。

愛知県を中心とする当地域の経済においては、総じて緩やかな回復傾向にあるものの、海外情勢や人手不足の影響などに注意が必要な状況が継続しております。

事業の経過及び成果

このような経済環境の中、当行は2023年4月より計画期間を8年間とする第22次経営計画「未来創造業の真価の発揮」をスタートし、2030年ビジョン「お客さまとともに成長する地域No.1金融グループ」の達成を目指して、各種施策を実施してまいりました。

その結果、預金は期末残高4兆7,972億円（対前期末比+2,774億円）、貸出金は期末残高4兆55億円（対前期末比+2,138億円）となりました。収益面は、資金運用収益の増加に加え、国債等債券売却損及び債券貸借取引支払利息が減少したこと等により、経常利益は199億49百万円、当期純利益は143億13百万円を計上いたしました。

なお、総自己資本比率につきましては、11.47%（国際統一基準）となり、充分な水準を維持しております。

＜健全な地域経済の成長への支援＞

2024年10月、名古屋市に日本最大級のオープンイノベーション拠点「STATION Ai」が開業しました。当行は同施設に協賛・入居し、スタートアップ企業への支援体制拡充を通じて、地域における新産業創出・地域経済活性化に貢献してまいります。

2024年11月、自動車産業支援で連携する地方銀行7行（名古屋銀行、足利銀行、群馬銀行、静岡銀行、広島銀行、山形銀行、横浜銀行）の共催により、「自動車市場予測セミナー～電動化時代における自動車部品の新たな価値創造～」を開催いたしました。100年に一度の大変革期にあると言われている自動車産業に対して、今後も中長期的な成長及び経営課題の解決を支援する取り組みを継続してまいります。



<健康経営（D E & I）>

名古屋銀行では、健康経営の取り組みを通じて、当行で働く役職員が熱意と活力に満ち、働きがいを感じられる職場環境の整備や、D E & I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）を推進し、多様性に満ちた人材が活躍できる職場風土の構築を目指しております。

本年度においては、保健師・公認心理師による面談の実施や、取引先企業と合同でのウォーキングイベントの開催等を通じて、組織のウェルビーイングに積極的に取り組んだ結果、優れた健康経営を実践する企業として、健康経営銘柄2025に初選出されるとともに、健康経営優良法人（ホワイト500）に3年連続で認定されました。

当行は引き続き健康経営を積極的に推進し、地域企業への健康経営支援を通じて、地域の未来を創り出す企業として挑戦し続けてまいります。



健康経営銘柄 2025

KENKO Investment for Health



健康経営優良法人

KENKO Investment for Health

大規模法人部門

ホワイト500

2025

<DX戦略の取り組み>

2024年10月、スマートフォンアプリ「名古屋銀行アプリ」の全面リニューアルを実施いたしました。今回のリニューアルでは、お客さまの更なる利便性向上を図るため、個人向けインターネットバンкиング「bankstage」との連携など、様々な機能を拡充いたしました。

2025年4月、第22次経営計画の戦略の柱の一つである「DX戦略」を更新いたしました。新しいDX戦略では、データ利活用等による営業品質の底上げと更なる生産性の向上、デジタルチャネルを活用したお客さま接点の強化とパーソナライズ提案の実現、お客さまのDX化支援の強化、特に中小企業の初期段階のサポート強化等に取り組んでまいります。



<静岡・名古屋アライアンス>

2022年4月より、自動車産業を中心とした産業構造の変化に、地元を代表する地域金融機関として積極的に協調して関与していくことを目的として、静岡銀行との包括業務提携「静岡・名古屋アライアンス」をスタートしております。

本年度の具体的な取り組みとして、2024年6月に静銀経営コンサルティング株式会社と連携し、M&A第1号案件が成立いたしました。

2025年4月には、中小企業・小規模事業のお客さまを対象に、「自動車産業カーボンニュートラル実践セミナー～中小企業が取り組む脱炭素経営のコツ～」を開催いたしました。今後も、地域のお客さまの事業承継や脱炭素化等への取り組みを通じて、地域社会の活性化に貢献するとともに、自動車産業をはじめとする地域産業の構造変化への対応に向けた伴走支援を強化してまいります。

資産形成分野においては、2024年12月に「お金にまつわる笑劇的国際交流」をテーマとして、「静銀ティーエム証券名古屋本店開設1周年記念セミナー」を開催いたしました。

2024年6月及び8月には、お客さまの安定的な資産形成の実現をサポートするため、「資産形成オンラインセミナー」を共同開催しております。

また、静岡銀行との各種人材交流などアライアンスの取り組み分野を拡大しております。

提携効果については、2025年3月末時点で、両行合算・5年換算ベースで97億円を実現しており、当初掲げた目標の100億円を130億円に上方修正いたしました。



静岡・名古屋アライアンス

Shizuoka-Nagoya Alliance

当行の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化といった社会構造問題、地政学的リスクの高まり、米国の通商政策の影響等により、先行きの不確実性が高い状況が継続しております。

また、日本銀行による政策金利の引き上げによって、長らく続いた超低金利時代は終わりを告げ、デフレ脱却への期待が高まる中、「金利のある世界」への対応が求められるなど、これまで以上に環境変化への対応力が必要とされております。

こうした中、当行では、第22次経営計画「未来創造業の真価の発揮」の3年目を迎える、①サステナビリティ、②人的資本戦略、③DX戦略の3つの戦略を着実に実践していくことで、2030年ビジョンである「お客さまとともに成長する地域No.1金融グループ」の達成を目指してまいります。

当行は、創業以来不变である社是「地域社会の繁栄に奉仕する」を着実に実行いたします。企業の社会的責任の履行や、コンプライアンスの徹底はもちろん、地域金融機関としての責務を全役職員が自覚しつつ、常にお客さま目線で価値判断をし、今後もお客さまとともに成長し発展していきたいと考えております。

皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位 百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	4,036,006	4,290,255	4,519,813	4,797,283
定 期 性 預 金	1,039,976	1,114,103	1,157,724	1,460,341
そ の 他	2,996,030	3,176,151	3,362,089	3,336,942
貸 出 金	3,342,103	3,632,448	3,791,700	4,005,538
個 人 向 け	933,197	1,005,907	1,064,940	1,099,342
中 小 企 業 向 け	1,907,735	2,114,279	2,222,697	2,327,401
そ の 他	501,170	512,261	504,062	578,793
商 品 有 価 証 券	—	—	—	2
有 価 証 券	828,483	880,594	938,103	940,306
国 債	115,961	118,264	100,037	178,130
そ の 他	712,521	762,330	838,066	762,175
総 資 産	5,115,430	5,054,774	5,380,511	5,723,370
内 国 為 替 取 扱 高	18,431,631	19,743,133	21,648,143	26,102,886
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,675	百万ドル 2,947	百万ドル 1,485	百万ドル 984
経 常 利 益	15,189	10,703	13,623	19,949
当 期 純 利 益	11,139	8,263	9,718	14,313
1 株当たりの当期純利益	円 錢 621.13	円 錢 477.40	円 錢 575.32	円 錢 871.34

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

		当 年 度 末
使 用 人 数		1,786人
平 均 年 齢		41歳11月
平 均 勤 続 年 数		17年10月
平 均 給 与 月 額		452千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3ヶ月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

		当 年 度 末
		店 店 うち出張所
愛 知 県		107 (1)
岐 阜 県		2 (0)
静 岡 県		2 (0)
大 阪 府		1 (0)
東 京 都		1 (0)
国 内 計		113 (1)
ア ジ ア		1 (0)
海 外 計		1 (0)
合 計		114 (1)

- (注) 1. 愛知県の営業所数にはエイティエム支店（1か店）、インターネット支店（1か店）を含んでおります。
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

		当 年 度 末
店舗外現金自動設備		76か所

当年度新設営業所

該当事項はございません。

- (注) 当年度において以下の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
 (新設1か所) ユニモール出張所

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はございません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はございません。

(5) 設備投資の状況

当年度に実施した設備投資は次のとおりです。

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,642
---------------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
店舗建物の新築・増改築・購入等	1,012
店舗用地等購入	579
事務機械	8
ソフトウエア	42

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はございません。

□ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率	そ の 他
名古屋ビジネスサービス株式会社	名古屋市中区	現金の整理・精査業務等	百万円 10	% 100.00	—
株式会社名古屋リース	名古屋市中区	総合ファイナンスリース業	60	100.00	—
株式会社名古屋カード	名古屋市中区	クレジットカード業 信用保証業務	50	100.00	—
株式会社名古屋エム・シーカード	名古屋市中区	クレジットカード業	30	100.00	—
株式会社名古屋キャピタルパートナーズ	名古屋市中区	投資事業有限責任組合の組成・管理業務	50	100.00	—
株式会社ナイス	名古屋市東区	医療システム事業 I C T 支援事業	30	100.00	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 当行に連結される会社は上記の6社であり、当期の連結経常収益は1,027億88百万円、連結経常利益は208億99百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は147億30百万円となりました。

重要な業務提携の概況

- 当行は、十六銀行・百五銀行及びあいち銀行と、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っており、静岡銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行とも現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- 第二地銀協地銀36行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称S C S）を行っております。
- 第二地銀協地銀36行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連552（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称M I C S）を行っております。
- 第二地銀協地銀36行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称S D S）を行っております。
- ゆうちょ銀行及びイオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- イーネット、セブン銀行及びローソン銀行との提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- 株式会社静岡銀行との間で、「包括業務提携契約」（静岡・名古屋アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

① 会社役員の状況

①取締役の状況

2025年3月31日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
藤原 一朗	取締役頭取（代表取締役） 内部監査部 担当		
南出 政雄	専務取締役（代表取締役） 経営企画部、人材開発部、 事業支援部、東京事務所 担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役 株式会社ナイス 取締役	
水野 秀樹	常務取締役 業務部、内部統制部 担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長 株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役	
近藤 和	常務取締役 金融投資部 担当	株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役社長	
吉富 文秀	常務取締役 営業本部長（営業企画部・ 法人営業部・個人営業部 担当）	株式会社名古屋リース 取締役 株式会社名古屋カード 取締役 株式会社名古屋エム・シーカード 取締役 株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役	
清水 貞晴	取締役 事業支援部長		
館 征彦	取締役 本店営業部長		
宗方 比佐子	取締役（社外取締役）	金城学院大学 名誉教授 宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表	
絹川 幸恵	取締役（社外取締役）	みづほビジネスパートナー株式会社 代表取締役社長	（注）2
岡 智明	取締役（常勤監査等委員）	株式会社名古屋リース 監査役 株式会社名古屋カード 監査役 名古屋ビジネスサービス株式会社 監査役 株式会社名古屋エム・シーカード 監査役 株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 監査役 株式会社ナイス 監査役	（注）3 （注）4
小川 悅雄	取締役（監査等委員）（社外取締役）		（注）5
渡邊 穂	取締役（監査等委員）（社外取締役）		（注）6
森 美穂	取締役（監査等委員）（社外取締役）	森法律事務所 代表 初穂商事株式会社 社外取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 当行は、社外取締役の宗方比佐子氏、絹川幸恵氏及び社外取締役（監査等委員）の小川悦雄氏、渡邊穰氏、森美穂氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。
2. 社外取締役絹川幸恵氏はみずほビジネスパートナー株式会社の代表取締役社長でしたが、2025年3月31日付で退任し、同社の顧問に就任しております。
3. 重要会議への出席、会計監査人や内部監査部門等との連携により得られた情報などを監査等委員会で共有することを通じて監査・監督機能の実効性を高めるために、取締役（監査等委員）岡智明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（常勤監査等委員）岡智明氏は銀行の融資部門や内部監査部長を歴任するなど、監査及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）小川悦雄氏は、愛知県信用保証協会において理事長を務めた経験等により、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）渡邊穰氏は、中部電力株式会社において取締役を務めた経験等により、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

②当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
山本 克俊	2024年6月21日	任期満了	常務取締役
長谷川 信義	2024年6月21日	任期満了	社外取締役（監査等委員）
近藤 喬夫	2024年6月21日	任期満了	社外取締役（監査等委員）
阪口 正敏	2024年6月21日	任期満了	社外取締役（監査等委員）

(2) 会社役員に対する報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位 百万円)

区分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	10名	231	142	59	28
監査等委員である取締役	7名	34	34	—	—
合計	17名	265	176	59	28

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2024年6月21日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）1名及び監査等委員である取締役3名を含んでおります。
3. 使用人兼務取締役の使用人分（4名）の報酬等の額は44百万円（内、役員賞与金9百万円）で、上記一覧表の「報酬等」の額には含まれておりません。
4. 「報酬等」には、業績連動報酬額に基づく費用計上額59百万円（取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名に対し59百万円）、譲渡制限付株式報酬に基づく費用計上額28百万円（取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）8名に対し28百万円）が含まれております。

②業績連動報酬等に関する事項

当行は、指名報酬委員会において地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関として全てのステークホルダーの価値の持続的な向上に資する役員報酬のあり方を審議し、その結果、経営計画に掲げる経営目標の達成に向けた業績向上のインセンティブ向上及び業績に対する経営責任を明確化する観点から、2024年度より「業績連動報酬制度」を導入することを決定し、2024年3月27日の取締役会において決議しました。

イ.業績連動報酬の対象者

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）

ロ.業績連動報酬の算定方法

経営計画等に掲げる財務目標（連結ROE、コア業務純益）及び非財務目標（ワークエンゲージメント）を指標として、指名報酬委員会があらかじめ定められた算定方法により各事業年度の業績評価を行い、業績連動報酬の総額を決定します。個人別の業績連動報酬額は、役位別に定められたポイント数をもとに、報酬総額を総ポイント数で按分して決定します。なお、当事業年度の連結ROEの実績は5.0%超～5.5%以下、コア業務純益の実績は220億円以上～240億円未満、ワークエンゲージメントの実績は3.0以上3.6未満となっております。

ハ.業績連動報酬の支給方法

算定期間となる事業年度終了後に一時金として支給することとします。報酬総額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において決議された報酬の限度額は超えないものとします。

二.業績連動報酬等の没収や返還に関する方針

業績連動報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収または支給済みの業績連動報酬の全部もしくは一部の返還を求める事由について定めています。

③非金銭報酬等の内容

【譲渡制限付株式報酬】

当行は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、当行の取締役を退任する日までの譲渡制限期間が設定された当行普通株式を付与しております。これは、取締役が当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的としたものであり、年間の報酬の総額は70百万円以内かつ4万株以内であります。

当該株式報酬の交付状況は、「4. (4) 当事業年度中に当行役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりであります。

④取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第102期定期株主総会において、年額270百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定期株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は11名（うち社外取締役2名）です。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬は、2022年6月24日開催の第104期定期株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額とは別枠で年額70百万円以内かつ4万株以内と決議いただいております。当該定期株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は8名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第102期定期株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。当該定期株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2024年3月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しております。当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

イ. 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会にその決定を委任しております。

指名報酬委員会は株主総会決議により決定された報酬総額の範囲内で、その具体的な内容を決定いたします。なお、監査等委員である取締役の報酬額については監査等委員間の協議により決定しております。

ロ. イの者に委託する権限の内容

各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の額、譲渡制限付株式報酬の個別の割当株式数の算定に用いる基準額であります。

なお、譲渡制限付株式報酬は、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で取締役個人別の割当株式個数を決議しております。当該報酬額等を決定した日における指名報酬委員会の構成は次のとおりです。

氏名	地位及び担当
宗方 比佐子	社外取締役
絹川 幸恵	社外取締役
長谷川 信義	社外取締役（監査等委員）
近藤 勇夫	社外取締役（監査等委員）
阪口 正敏	社外取締役（監査等委員）
藤原 一朗	取締役頭取（内部監査部担当）
南出 政雄	常務取締役（経営企画部・人材開発部・事業支援部・金融投資部・東京事務所担当）

ハ. イの者により口の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会に委任することにより、決定プロセスの透明性を確保し、個人別報酬等の決定に当たっては、当行の業績や経済・社会情勢、従業員給与の水準等を踏まえ、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行うことにより適正性を確保しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要は次のとおりです。

1. 基本方針

- (1)当行の取締役の報酬体系は、地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関としてすべてのステークホルダーの価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう適切に設定する。
- (2)個々の取締役の報酬は各役位、職責、当行の業績や経済・社会情勢、従業員給与の水準等を踏まえ、適正性を重視し、短期的な利益偏重にならない水準とする。具体的には、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬により構成し、監査等委員である取締役および社外取締役については中立性、独立性を確保する観点から、基本報酬のみとする。
- (3)報酬の決定プロセスは、株主総会の決議を遵守した上で、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会がその具体的な内容を決定することで、公正性と客観性を確保する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当行の業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬の内容および個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の経営計画の達成に向けたインセンティブの向上および業績に対する経営責任を明確にする観点から業績連動報酬（金銭報酬）を支給する場合がある。

業績連動報酬は、経営計画等に掲げる財務目標を指標としたうえで、非財務目標を加味した各事業年度の業績評価を踏まえて、指名報酬委員会が個人別の業績連動報酬額を決定し、事業年度終了後一定の時期に支給するものとする。

4. 非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬制度により譲渡制限付株式を各事業年度につき1回、一定の時期に割り当てるものとし、割当株式数は役位別に決定し、基本報酬の月額の200%前後を一律で割当株式数の算定に用いる基準額とする。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額または譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬の額は、適正なインセンティブとして機能する一方で短期的な利益偏重とならないよう総額の上限を設定した上で、株主総会決議で定められた限度額の範囲内で支給金額を決定する。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬の種類別の割合は、業績連動報酬の指標達成時の取締役（使用者兼務取締役を除く）平均で、基本報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬=65:25:10を目安として設定する。

6. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

第2項、第3項、第4項に記載。

7. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任することとするときの次に掲げる事項

イ. 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位および担当

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会にその決定を委任する。指名報酬委員会は株主総会決議により決定された報酬総額の範囲内で、その具体的な内容を決定する。なお、監査等委員である取締役の報酬額については監査等委員間の協議により決定する。

ロ. イの者に委託する権限の内容

各取締役の基本報酬および業績連動報酬の額、譲渡制限付株式報酬の個別の割当株式数の算定に用いる基準額とする。なお、譲渡制限付株式報酬は、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で取締役個人別の割当株式個数を決議する。

ハ. イの者により口の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとすることは、その内容

社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会に委任することにより、決定プロセスの透明性を確保する。個人別報酬等の決定に当たっては、当行の業績や経済・社会情勢、従業員給与の水準等を踏まえ、当決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行うことにより適正性を確保する。

8. 報酬の返還、没収事由やその決定に関する方針

(1) 業績連動報酬

重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合、または取締役及び執行役員の在任期間中にコンプライアンスに違反し、当行の信用を害し、または、当行に損害を与えたと「役員に対する懲罰に関する規程」にもとづいて取締役会または常務会が判断し、懲罰を決議した場合、指名報酬委員会は、取締役会等からの諮詢を受けて、業績連動報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収または支給済みの業績連動報酬の全部もしくは一部の返還を求めるか否かについて決議し、当該役員に没収および無償での返還を求めることができる。

(2) 譲渡制限付株式報酬

当行と支給対象取締役が支給の都度締結する「譲渡制限付株式割当契約書」において、支給した株式の無償取得事由を定めることとする。

9. 当決定方針の決定方法

当決定方針は、指名報酬委員会の答申を得たうえで、取締役会の決議により決定する。

(3) 責任限定契約

氏名		責任限定契約の内容の概要
社外取締役	宗方 比佐子	
社外取締役	絹川 幸恵	
取締役（常勤監査等委員）	岡 智明	
社外取締役（監査等委員）	小川 悅雄	
社外取締役（監査等委員）	渡邊 穂	
社外取締役（監査等委員）	森 美穂	会社法第423条第1項の賠償責任について、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。

(4) 補償契約

該当事項はございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役 及び執行役員	被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補する。 すべての被保険者について、その保険料を全額当行が負担する。 被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名		兼職その他の状況
社外取締役	宗方 比佐子	金城学院大学 名誉教授 宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表
社外取締役	絹川 幸恵	みずほビジネスパートナー株式会社 代表取締役社長 (注2)
社外取締役 (監査等委員)	小川 悅雄	—
社外取締役 (監査等委員)	渡邊 穂	—
社外取締役 (監査等委員)	森 美穂	森法律事務所 代表 初穂商事株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。
 2. 社外取締役絹川幸恵氏はみずほビジネスパートナー株式会社の代表取締役社長でありましたが、2025年3月31日付で退任し、同社の顧問に就任しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名		在任期間	取締役会・監査等委員会への出席状況	取締役会・監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宗方 比佐子	5年	取締役会19回開催 内19回出席	大学教授等の豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役	絹川 幸恵	2年	取締役会19回開催 内19回出席	金融業界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小川 悅雄	1年	2024年6月就任以降 取締役会13回開催 内13回出席 監査等委員会11回開催 内11回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っており、特に、財務・会計に関する知見を活かし、当行の監査機能強化に寄与しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会・監査等委員会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	渡邊 穂	1年	2024年6月就任以降 取締役会13回開催 内13回出席 監査等委員会11回開催 内11回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っており、特に、財務・会計に関する知見を活かし、当行の監査機能強化に寄与しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会・監査等委員会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	森 美穂	1年	2024年6月就任以降 取締役会13回開催 内13回出席 監査等委員会11回開催 内10回出席	法曹界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っており、特に企業法務やコンプライアンスの観点から当行のガバナンス体制強化に寄与しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会・監査等委員会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。

(注) 在任期間は、本総会終結の時点の年数を表示しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区分	支給人數	銀行からの報酬等
報酬等の合計	8名	28

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 50,000千株

発行済株式の総数 16,455千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

13,265名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 1,549	% 9.45
日本生命保険相互会社	726	4.43
明治安田生命保険相互会社	581	3.54
名銀みのり会	550	3.35
住友生命保険相互会社	516	3.14
株式会社みずほ銀行	421	2.57
三井住友海上火災保険株式会社	409	2.49
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	389	2.37
MORGAN STANLEY & CO. LLC	378	2.30
大樹生命保険株式会社	368	2.24

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（62千株）を控除した発行済株式の総数（16,392千株）により算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に当行役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の交付を受けた者の人數	株式の種類及び数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	7人	当行普通株式4,105株
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当行の株式報酬の内容につきましては、「2. (2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

イ 自己株式の取得

当行は、資本効率の向上を通じて株主還元の充実を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、取締役会決議により自己株式を取得いたしました。

当事業年度において取得した自己株式は、次のとおりであります。

取締役会決議日	取得日 (約定ベース)	株式の種類	株式数	取得価額の総額
2024年5月14日	2024年5月15日	当行普通株式	300千株	2,154百万円

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

□ 自己株式の消却

当行は、会社法第178条の規定に基づき、取締役会決議により自己株式を消却いたしました。

当事業年度において消却した自己株式は、次のとおりであります。

取締役会決議日	消却実施日	株式の種類	株式数	自己株式消却額
2024年5月14日	2024年8月9日	当行普通株式	300千株	2,045百万円

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あづさ監査法人		
指定有限責任社員 鈴木 賢次	63	非監査業務 CRS・FATCAへの専門的指導・助言
指定有限責任社員 大江 友樹		

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
有限責任あづさ監査法人 70百万円
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて検討した結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
4. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はございません。

(3) 補償契約

該当事項はございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

第107期末貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	710,806	預金	4,797,283
現金	28,127	当座預金	410,585
預け金	682,679	普通預金	2,849,289
コールローン	1,196	貯蓄預金	30,760
商品有価証券	2	通知預金	11,334
商品国債	2	定期預金	1,460,275
有価証券	940,306	定期積金	66
国債	178,130	その他の預金	34,972
地方債	96,436	讓渡性預金	235,996
社債	206,894	借用金	350,098
株式	124,843	借入金	350,098
その他の証券	334,000	外国為替	680
貸出金	4,005,538	未払外国為替	680
割引手形	11,047	社債	10,000
手形貸付	72,656	信託勘定借	1,478
証書貸付	3,614,232	その他負債	31,687
当座貸越	307,601	未払法人税等	1,560
外国為替	4,473	未払費用	3,446
外国他店預け	4,321	前受収益	1,508
買入外国為替	95	給付補填備金	0
取立外国為替	56	金融派生商品	1,790
その他資産	10,923	金融商品等受入担保金	134
前払費用	218	リース債務	44
未収収益	4,018	資産除去債務	54
金融派生商品	1,062	その他の負債	23,148
金融商品等差入担保金	979	賞与引当金	992
その他の資産	4,645	退職給付引当金	2,181
有形固定資産	40,388	睡眠預金払戻損失引当金	49
建物	11,058	偶発損失引当金	1,308
土地	27,004	繰延税金負債	18,153
リース資産	35	再評価に係る繰延税金負債	2,847
建設仮勘定	211	支払承諾	9,424
その他の有形固定資産	2,078	負債の部合計	5,462,183
無形固定資産	783	(純資産の部)	
ソフトウェア	714	資本金	25,090
ソフトウェア仮勘定	2	資本剰余金	18,645
その他の無形固定資産	66	資本準備金	18,645
前払年金費用	15,324	利益剰余金	166,160
支払承諾見返	9,424	利益準備金	8,029
貸倒引当金	△ 15,797	その他利益剰余金	158,130
資産の部合計	5,723,370	買換資産圧縮積立金	1,583
		別途積立金	57,720
		繰越利益剰余金	98,826
		自己株式	△ 429
		株主資本合計	209,467
		その他有価証券評価差額金	47,934
		土地再評価差額金	3,785
		評価・換算差額等合計	51,719
		純資産の部合計	261,187
		負債及び純資産の部合計	5,723,370

第107期損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	75,895
資金運用収益	51,638
貸出金利息	32,674
有価証券利息配当金	16,788
コールローン利息	130
預け金利息	1,914
その他の受入利息	130
信託報酬	61
役務取引等収益	14,149
受入為替手数料	2,610
その他の役務収益	11,538
その他業務収益	501
外国為替売買益	317
商品有価証券売買益	0
国債等債券売却益	181
国債等債券償還益	2
その他経常収益	9,544
償却債権取立益	2
株式等売却益	8,942
その他の経常収益	599
経常費用	55,945
資金調達費用	10,033
預金利息	4,299
譲渡性預金利息	479
コールマネー利息	118
債券貸借取引支払利息	121
借用金利息	179
社債利息	178
その他の支払利息	4,656

(単位：百万円)

科 目	金 額
役務取引等費用	3,713
支払為替手数料	390
その他の役務費用	3,322
その他業務費用	11,350
国債等債券売却損	11,048
国債等債券償却	277
その他の業務費用	24
営業経費	28,523
その他経常費用	2,324
貸倒引当金繰入額	367
貸出金償却	21
株式等売却損	224
株式等償却	5
その他の経常費用	1,705
経常利益	19,949
特別損失	187
固定資産処分損	114
減損損失	73
税引前当期純利益	19,761
法人税、住民税及び事業税	4,456
法人税等調整額	991
法人税等合計	5,447
当期純利益	14,313

第107期末連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	711,182	預金	4,790,183
コールローン及び買入手形	1,196	譲渡性預金	235,996
商品有価証券	2	借用金	367,700
有価証券	936,433	外国為替	680
貸出金	3,990,329	社債	10,000
外国為替	4,473	信託勘定借	1,478
リース債権及びリース投資資産	42,047	その他負債	52,045
その他資産	27,959	賞与引当金	1,137
有形固定資産	41,654	役員賞与引当金	15
建物	11,169	退職給付に係る負債	263
土地	27,006	役員退職慰労引当金	35
建設仮勘定	222	睡眠預金払戻損失引当金	49
その他の有形固定資産	3,255	偶発損失引当金	1,308
無形固定資産	1,025	利息返還損失引当金	24
ソフトウェア	906	繰延税金負債	20,629
ソフトウェア仮勘定	45	再評価に係る繰延税金負債	2,847
その他の無形固定資産	73	支払承諾	9,429
退職給付に係る資産	21,010	負債の部合計	5,493,827
繰延税金資産	866	(純資産の部)	
支払承諾見返	9,429	資本金	25,090
貸倒引当金	△ 17,252	資本剰余金	21,241
資産の部合計	5,770,358	利益剰余金	173,486
		自己株式	△ 429
		株主資本合計	219,389
		その他有価証券評価差額金	47,959
		土地再評価差額金	3,785
		退職給付に係る調整累計額	5,396
		その他の包括利益累計額合計	57,141
		純資産の部合計	276,531
		負債及び純資産の部合計	5,770,358

第107期連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	102,788
資金運用収益	50,777
貸出金利息	32,576
有価証券利息配当金	16,025
コールローン利息及び買入手形利息	130
預け金利息	1,914
その他の受入利息	130
信託報酬	61
役務取引等収益	13,969
その他業務収益	28,394
その他経常収益	9,585
償却債権取立益	2
その他の経常収益	9,582
経常費用	81,889
資金調達費用	10,121
預金利息	4,299
譲渡性預金利息	479
コールマネー利息及び売渡手形利息	118
債券貸借取引支払利息	121
借用金利息	272
社債利息	178
その他の支払利息	4,652
役務取引等費用	3,493
その他業務費用	34,600
営業経費	31,074
その他経常費用	2,599
貸倒引当金繰入額	619
その他の経常費用	1,980
経常利益	20,899
特別利益	3
固定資産処分益	3
特別損失	200
固定資産処分損	127
減損損失	73
税金等調整前当期純利益	20,702
法人税、住民税及び事業税	5,067
法人税等調整額	904
法人税等合計	5,971
当期純利益	14,730
親会社株主に帰属する当期純利益	14,730

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社名古屋銀行
取締役会御中

有限責任あづさ監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢次
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大江 友樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には、その他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合には、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するに、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に際して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社名古屋銀行
取締役会御中

有限責任あづさ監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢次
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大江 友樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名古屋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には、その他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通じて、連結の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するための経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計するなど、連結計算書類の利用者の意思決定に与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するにあたり、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかが結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に意見を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するに、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの 第107期 事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門や内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤監査等委員が全ての子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役会等に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社名古屋銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 岡 智 明 印

監査等委員 小 川 悅 雄 印

監査等委員 渡 邊 穩 印

監査等委員 森 美 穗 印

(注) 監査等委員 小川悦雄、渡邊穂、森美穂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会開催場所ご案内略図

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

名古屋銀行本店 9階ホール

名古屋市中区錦三丁目19番17号 TEL. 052-951-5911（代表）



名古屋銀行本店

交通のご案内

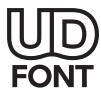
地下鉄 栄駅 1番出口 8番出口 徒歩約5分



◎ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

◎ご来場にあたり、車椅子のサポート等が必要な株主さまは、準備の都合上、2025年6月26日までに事前のご連絡をお願いいたします。
TEL 052-951-5911（代表）（平日9:00～17:00）

株主総会ご出席株主さまへの「お土産」
はご用意しておりません。何卒ご理解賜
りますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

